

ま 第 03008 号
令和 2 年 6 月 19 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 5 月 21 日付け監第 02010 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

まちづくり推進課定期監査

（令和 2 年 3 月 17 日実施）

| 監査の結果 | 措置状況等 （措置の状況を具体的に記載のこと） |
|---|--|
| <p>【注意事項】 行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p> | <p>(1)改善・是正の状況 一関市行政財産使用料条例及び行政財産目的外使用許可等処理基準に則り適正な価格を再計算し、使用者に説明の上、不足していた使用料を納入いただいた。</p> <p>(2)事の原因 使用料の算定方法のうち、特に月割りでの計算を行うべきところ日割りでの計算を行っていた。また端数の処理方法に錯誤があった。</p> <p>(3)今後の再発防止策の内容</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>算定においては、算定方法をよく理解するとともに、行政財産使用料のチェックツールを活用し、取扱いに誤りが起こらないよう努める。</p> |
|--|---|